

川口市

中小企業融資の小冊子



経済部 経営支援課 経営支援係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-258-1647
FAX 048-258-1161

受付・相談時間

午前9:00~12:00

午後1:00~ 4:30

制度	小 規 模 業 者 資 金	中 小 企 業 運 転 資 金	中 小 企 業 設 備 資 金	中 小 企 業 技 術 高 度 化 設 備 資 金	中 小 企 業 経 営 環 境 リ フ レ ッ シ ュ 資 金
融 資 対 象	個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有すること。 法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有すること。 埼玉県信用保証協会の信用保証対象業種で、市内において、同一事業を引き続き1年以上営んでおり、常時使用する従業員が工業20人以下、商業5人以下の商工業者であること。	個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有すること。 法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有すること。 埼玉県信用保証協会の信用保証対象業種で、市内において、同一事業を引き続き1年以上営んでいること。			
融 資 限 度 額	1,000万円 (既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で2,000万円の範囲内となる申込みに限る。)	2,000万円	3,000万円	4,000万円	2,000万円
貸 付 期 間	運転資金10年以内 設備資金12年以内 (うち据置期間1年以内)	運転資金10年以内 (うち据置期間1年以内)	設備資金12年以内 (うち据置期間1年以内)		
利 率	年1.1%	年1.3%	年1.4%	年1.1%	年1.1%
利 子 助 成	設備資金については約定利率の2分の1相当額を1年以内利子助成	なし	融資額の2分の1に対する約定利率の2分の1相当額を3年以内利子助成	なし	融資額の2分の1に対する約定利率の2分の1相当額を3年以内利子助成
保 証	保証協会の保証を付す (保証料 年0.50~1.76%)	原則として信用保証を付す (保証料 年0.45~1.59%)			
連 帯 保 証 人	個人…原則不要 法人…原則代表者				
担 保	必要に応じて徴する (原則として無担保)	必要に応じて徴する			

※既存の信用保証協会の保証付き融資残高については、埼玉県信用保証協会に確認すること。

※設備については設置場所が市内にあること。車両については駐車場を市内にすること。

※市税を完納していること。(産業立地促進資金については租税を完納していること。)

中小企業創業 支援資金	産業立地 促進資金	地域貢献 事業者資金
<p>市内で事業に必要な許認可等を受けて、埼玉県信用保証協会の信用保証対象業種の事業を営む者または営んでいる者（個人事業主は申請日現在市内に住所を有する者）で次のいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に新たに個人でまたは2ヶ月以内に新たに会社を設立しようとする具体的計画を有する個人。 2 中小企業である会社が新たに中小企業である会社を設立し、その会社が事業を開始しようとする具体的計画を有する会社。 3 事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始後、5年未満の中小企業者。 4 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後、5年未満の中小企業者。（事業を営んでいる個人が設立した場合、事業開始時から起算して5年未満であること。） 5 中小企業である会社が新たに設立した会社であって、設立後、5年未満の中小企業者。 <p>※詳細は市ホームページ内の「中小企業創業支援資金融資」のページをご覧ください。</p>	<p>産業分類表に規定する大分類の製造業に属する業種に該当する事業を行っている者。</p> <p>融資を受けた日から2年以内において当該事業と同一の事業を行うため新たに事業所を設置し当該事業所において事業を開始する具体的な計画を有する中小企業者。</p> <p>埼玉県信用保証協会の信用保証対象業種で、申請日以前3年以上引き続き同一の場所に事業所を有しており、引き続き同一の事業を行っていること。</p> <p>※新たな事業所は市内の工業適地に設置すること。</p> <p>※返済期間12年超で、保証協会の保証を付す場合、別途保証協会の条件あり。</p>	<p>川口市地域貢献事業者の認定を受けている者。</p> <p>個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有すること。法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有すること。</p> <p>埼玉県信用保証協会の信用保証対象業種で、市内において、同一事業を引き続き1年以上営んでいること。</p> <p>※完済まで、川口市地域貢献事業者の認定を更新すること。</p>
1,000万円 (自己資金による制限有り)	1億円	3,000万円 (運転2,000万円)
運転資金10年以内 設備資金10年以内 (うち据置期間1年以内)	設備資金20年以内 (うち据置期間2年以内)	運転資金10年以内 設備資金12年以内 (うち据置期間1年以内)
年1.3%	年1.4%	年1.1%
なし		
原則として保証協会の保証を付す (保証料 年0.8%以内)	原則として信用保証を付す (保証料 年0.45~1.59%)	
個人…原則不要 法人…原則代表者		
必要としない	原則として徴する	必要に応じて徴する

※特定非営利活動法人は、中小企業運転資金、中小企業設備資金、中小企業技術高度化設備資金、中小企業経営環境リフレッシュ資金、産業立地促進資金を利用できます。

本制度は、「あっせん融資」で金融機関からの融資となりますので、取扱金融機関の融資担当者、融資条件等について、あらかじめ相談してください。なお、信用保証機関の承諾が得られない場合には、融資を受けることができません。

また、融資枠に限りがございますので、本制度をご検討の際は事前に経営支援課までご連絡ください。

1 融資の申込み資格

(1) 中小企業者、小規模事業者であること。

以下の表で、中小企業者の要件は「資本金」か「従業員数」のどちらか一方、小規模事業者の要件は「従業員数」が該当していること。(申請者が、個人事業主・特定非営利活動法人の場合は、資本金に関わらず「従業員数」のみが該当要件となります。)

業種	中小企業者		小規模事業者
	資本金	従業員数	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
製造業(運送・建設・鉱業を含む)	3億円以下	300人以下	20人以下
医療	個人	—	100人以下
	法人	—	300人以下

以下の業種は、要件が異なります。(特定非営利活動法人を除く)

業種	中小企業者		小規模事業者
	資本金	従業員数	従業員数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下	20人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	5人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下	20人以下
宿泊業・娯楽業	5,000万円以下	100人以下	20人以下

(2) 個人にあつては、申請日以前1年以上引き続き市内に住所及び事業所を有しているもの、法人にあつては、申請日以前1年以上引き続き市内に法人市民税を納税する事業所を有すること。(創業支援資金、産業立地促進資金は除く。)

(3) 申請日以前1年以上引き続き市内において同一の事業を営んでいること(創業支援資金、産業立地促進資金は除く。)

※許認可を要する業種については、原則として許認可の取得日を事業の開始日とします。

(4) 埼玉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

(5) 許認可等が必要な事業を営んでいる者は、その許認可等を取得していること。(有効期限内で名義人は申請者と同一であること。)

(6) 市税を完納していること。(産業立地促進資金は、租税を完納していること。)

(7) 貸付金の返済が確実であること。

2 設備資金について

- (1) 設備の**設置場所は市内とすること**。※車両の場合、駐車が市内であること。
- (2) **申請日現在、取得済でないこと。貸付実行前に代金支払いを行わないこと**。(手形、小切手の振出等を含む。)
※設備完了後は設備完了届を提出し、市の完了検査を受けていただきます。

3 注意事項

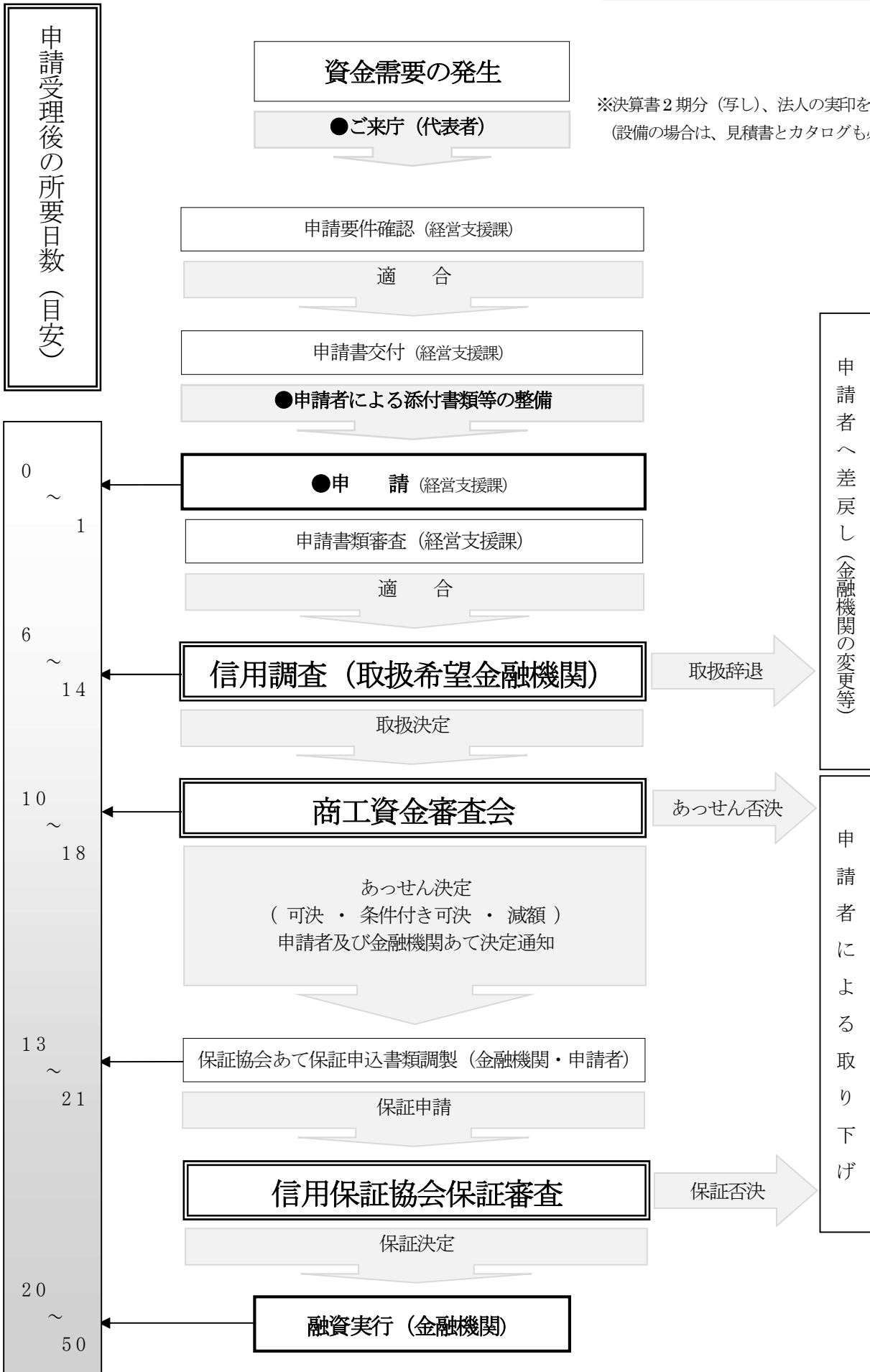
- (1) **1事業者につき、融資の申請を年度内全制度通して1件とします**。
- (2) 提出書類に不備(書類の不足、未記入)がある場合には、受付をすることができませんので注意してください。
- (3) 運転資金の申請金額は、最近1年間の売上高の1/2分の3(平均月商の3ヶ月分)程度が一応の目安となります。
※業種業態及び個々の財務状況等により異なる場合があります。
- (4) 連帯保証人については、個人の場合には「原則不要」、法人の場合には「原則代表者」となります。
※連帯保証人を付さない取扱いとする場合、事前に経営支援課までご相談ください。
- (5) お申し込みから融資実行までは、概ね6週間(創業支援資金は8週間)が目安です。
- (6) 次に記載の業種を営んでいる方は利用できません。
(花き・植木の生産業者等の農業、金融業、風俗営業飲食業、風俗関連営業、学校法人、パチンコホール、遊技場、易断所、観相業、興信所、労働者供給事業 等)
- (7) **次のような資金使途は融資の対象とはなりません**。
(①借入金の返済資金(借換) ②税金の支払資金 ③賞与資金等の短期資金 ④土地の購入資金(産業立地促進資金は除く) ⑤事業外資金[生活資金、個人住宅の建設・購入、乗用形態の車両購入等(業種によっては利用可能<例>タクシー、霊柩車等)] ⑥申込者以外が使用する設備(但し、物品賃貸業を除く)の為の資金等)
- (8) 申請に基づき決定された資金の使途を変更することはできません。

4 利用できない方

- (1) 信用保証機関に求償債務をお持ちの方
- (2) 信用保証機関に対して、求償権の保証人として保証債務を負担している方
- (3) 銀行取引停止処分を受けている方
- (4) 借入金の返済に延滞がある方
- (5) 休眠会社
- (6) 民事再生等、法的手続申立中の方及び私的整理手続中の方 等

創業支援資金融資以外

※決算書2期分(写し)、法人の実印を持参
(設備の場合は、見積書とカタログも必要)



申請予定者の発生

●ご来庁(代表者)

申請要件確認 (経営支援課)

適合

申請書交付 (経営支援課)
創業計画書の記載指導 (経営支援課・金融相談窓口)

●申請者による創業計画書、自己資金を証する書類、その他必要な書類の整備

●申請 (経営支援課)

申請書類審査 (経営支援課)

不適合

適合

適合

現地確認 (市)

創業計画診断 (県産業振興公社)

信用調査 (取扱希望金融機関)

報告受領

取扱決定

取扱辞退

商工資金審査会

あつせん否決

あつせん決定
(可決・条件付き可決・減額)
申請者及び金融機関あて決定通知

保証協会あて保証申込書類調製 (金融機関・申請者)

保証申請

信用保証協会保証審査

保証否決

保証決定

融資実行 (金融機関)

6ヶ月経過後 (1年以内)

創業計画診断 (フォローアップ診断=県産業振興公社)

申請受理後の所要日数 (目安)

0 ~ 1
0 ~ 1
21 ~ 30
31 ~ 33
34 ~ 36
50 ~ 60

申請者へ差戻し (金融機関の変更等)

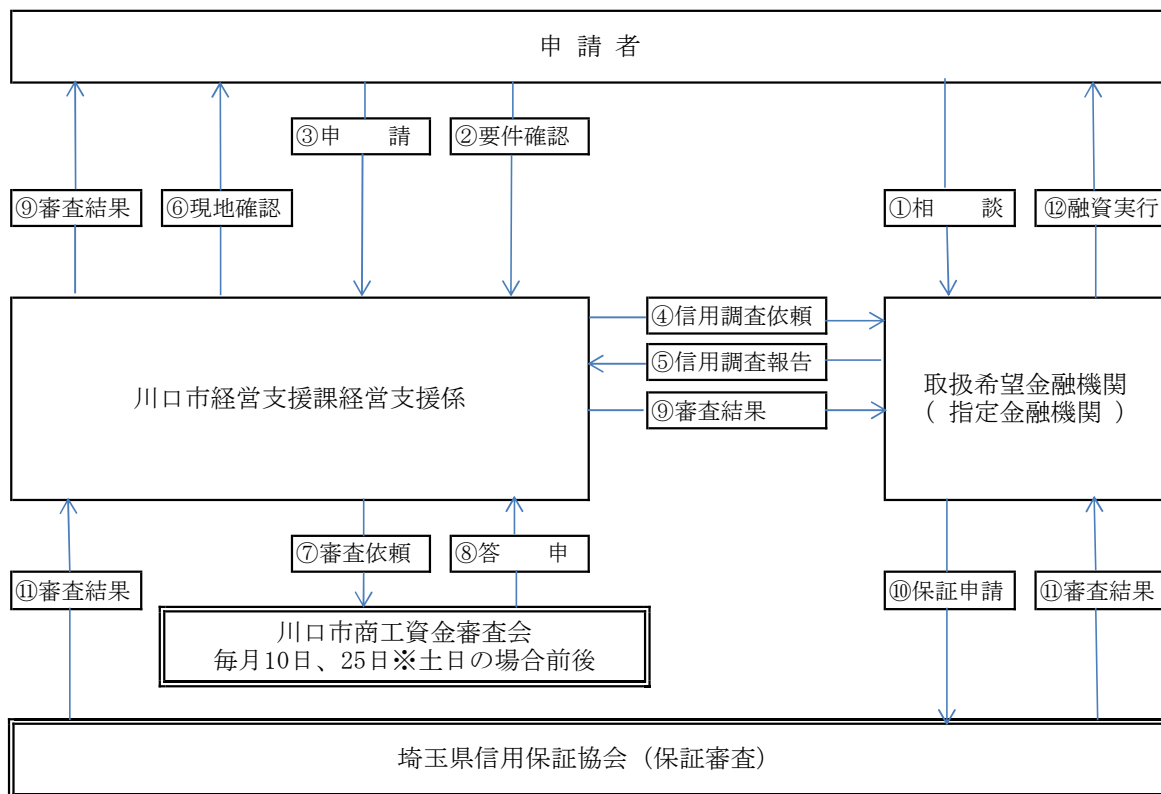
申請者による取り下げ

◎ この案内に記載されている内容は、令和8年4月1日現在のものです。なお、貸付利率等の条件については、変更することがありますので、事前にご確認ください。

◎ 制度融資のご相談で経営支援課へお越しの際は、次の書類を必ずお持ち下さい。

- 1 法人の場合
- ①直近2事業年度分の決算書の写し（勘定科目内訳書含む）
 - ②法人の実印
 - ③設備の見積書及びカタログ（設備申請の場合）
- ※特定非営利活動法人は、①に代えて、直近2事業年度分の
- ・事業報告書
 - ・計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録
 - ・年間役員名簿
 - ・従業員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面
- 2 個人の場合
- ①直近2年分の確定申告書又は期限後申告書の写し
 - ②申請者本人の実印
 - ③設備の見積書及びカタログ（設備申請の場合）

川口市制度融資の流れ



◎指定金融機関一覧

金 融 機 関	支 店 名
埼玉りそな銀行	川口支店、川口南平支店、西川口支店、鳩ヶ谷支店、東川口支店、蕨支店、蕨東支店、浦和中央支店、南浦和支店、戸田支店、草加支店、越谷支店
三菱UFJ銀行	蕨支店、西川口支店
みずほ銀行	川口支店※、西川口支店※（※融資のご相談は浦和法人部まで）
三井住友銀行	川口支店、わらび支店、赤羽支店
武蔵野銀行	川口支店、西川口支店、蕨支店、鳩ヶ谷支店、東川口支店、東浦和支店
群馬銀行	川口支店
足利銀行	川口支店
八十二長野銀行	大宮支店
大光銀行	川口支店
東和銀行	わらび支店
きらぼし銀行	鳩ヶ谷支店
川口信用金庫	本店、仲町支店、飯塚支店、蕨支店、戸田支店、本町東支店、芝支店、柳崎支店、鳩ヶ谷支店、木曾呂支店、川口中央支店、東川口支店、赤井支店、東本郷支店、東浦和駅前支店
青木信用金庫	本店、北支店、鳩ヶ谷支店、西川口支店、蕨駅前支店、並木町支店、南平支店、芝前川支店、朝日支店、江戸袋支店、戸塚支店、飯仲支店、芝支店、栄町支店、榛松支店、柳崎支店、差間支店、神根支店、安行支店
城北信用金庫	川口支店、蕨支店、朝日町支店、前川支店、東戸田支店、東川口支店、峯新堀支店
東京信用金庫	蕨支店
瀧野川信用金庫	蕨支店、新郷支店、弥平支店、芝伊刈支店、八幡木支店
巢鴨信用金庫	西川口支店、鹿浜支店、南平支店、中青木支店
埼玉縣信用金庫	川口朝日支店、川口本町支店、草加支店、西草加支店、南浦和支店、大間木支店、戸田支店
商工組合中央金庫	さいたま支店（創業支援資金融資を除く）